



接続約款変更認可申請書

東相制第18-00032号
平成30年7月31日

総務大臣
野田 聖子 殿

郵便番号 163-8019

とうきやうとしんじゆくにししんじゆくさんちやうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわからしきがいしめ

東日本電信電話株式会社

いろうえ ふく

代表取締役社長 井上 福

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表
第1 接続料金
第2 網使用料
第2 料金額

2-4 中継系交換機能

		区分		単位	料金額	備考
(1)~(3)	(略)			(略)	(略)	(略)
(4) 専門系ルータ交換機能	専門系ルータで接続する場合における当該専門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア (略)	イ 第5条(標準的)第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	(略)	(略)	(略)
			(7)~(エ) (略)	(略)	(略)	(略)
			ウ (略)	(略)	(略)	(略)

料金表
第1表
第2 接続料金
第2 網使用料
第2 料金額

2-4 中継系交換機能

		区分		単位	料金額	備考
(1)~(3)	(略)			(略)	(略)	(略)
(4) 専門系ルータ交換機能	専門系ルータで接続する場合における当該専門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア (略)	イ 第5条(標準的)第1項の表中第7欄で接続するものうちIPoE方式で接続する場合	(略)	(略)	(略)
			(7)~(エ) (略)	(略)	(略)	(略)
			(イ) 茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合	月額	2,856,917円	IPoE接続を利便するために協定事業者による適用します。
			ウ (略)	(略)	(略)	(略)

附則

この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。